

## 第3章 望ましい環境像実現のために

### 1 施策の体系

本市では、まちづくりを進めるうえで「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」が策定され、7つの分野別の施策・基本事業を設定しています。その分野の一つに「生活・環境分野」が位置づけられています。

また、この環境基本計画では、本市の環境基本条例や「芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ」という“環境保全都市宣言”の理念に従い、望ましい環境像の実現のために、「地球環境」、「資源循環」、「豊かな自然」、「生活環境」、「環境教育」の5つのキーワードを設定し、それぞれのキーワードに【基本目標】を設定し、2030（令和12）年度までに実施する基本施策の方向を掲げています。



僕の住む伊賀市は、芭蕉のふるさと。  
大切な環境を次世代へ引継がないとね。

#### 環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに「環境保全都市」を宣言します。

2005（平成17）年12月21日

伊 賀 市

### 2 SDGsの視点から

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、SDGsの趣旨を理解し、行動することが大切です。このSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、発展途上国を含む世界各国の人々が17のゴール（目標）達成のため取り組んでいます。

持続可能な社会の実現には、本市でも市、市民、市民団体、事業者などが17のゴール（目標）に向けて参加し、取り組みを図っていくことが大切であり、本計画においても、このようなSDGsの視点を取り入れ、市、市民、市民団体、事業者が一体となり取り組むことで、本市が持続可能な社会を実現できることを目指しています。

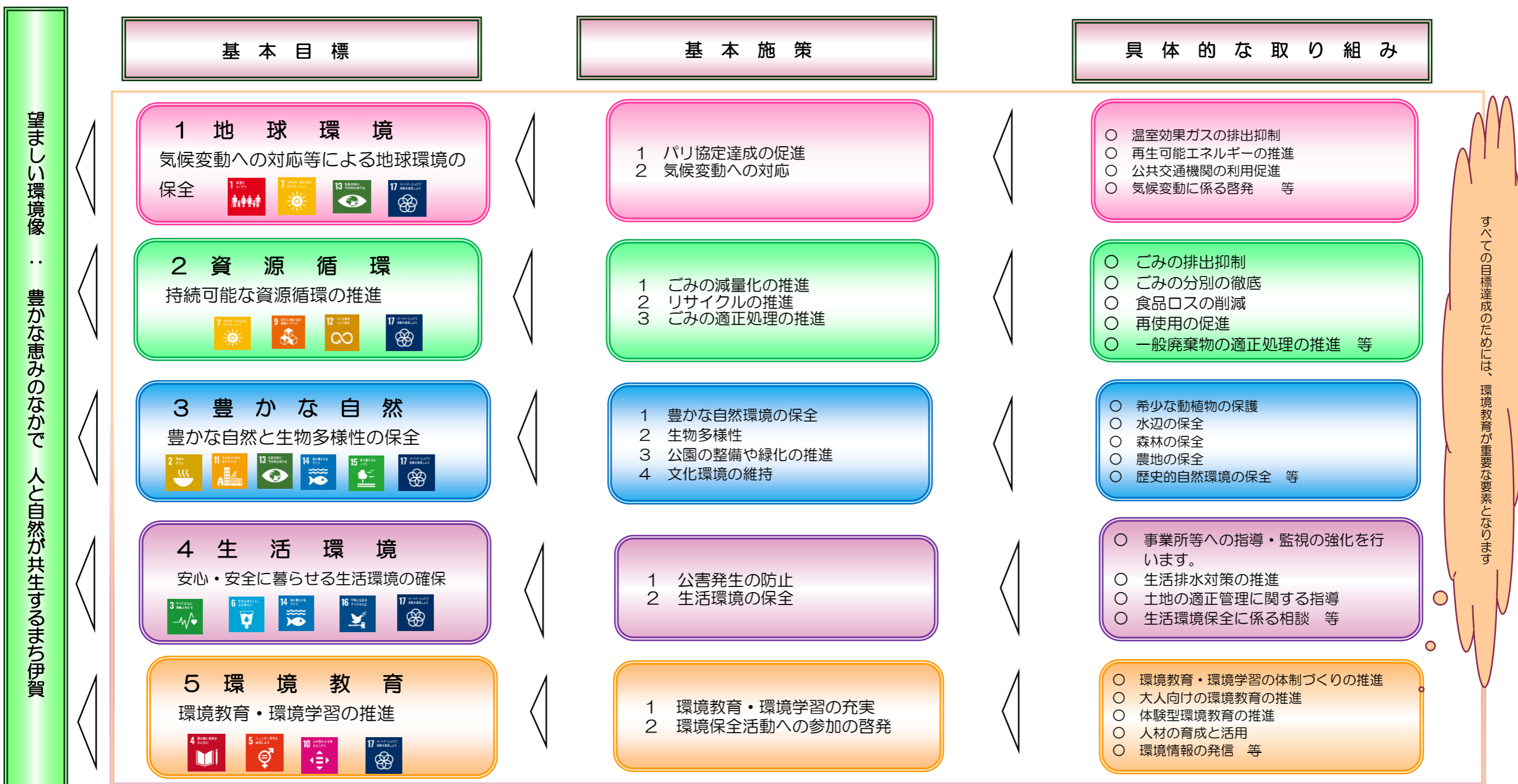
本計画では、望ましい環境像の実現に向け、「基本目標」を策定し、SDGsのゴール（目標）と結び付け、各施策を実行することで地域環境を保全し、本市から地域や世界の環境保全に貢献していくことを目指します。

【参考】SDGs 17のゴール（目標）とターゲット（抜粋）

SDGs 17のゴール（目標）	ターゲット（抜粋）
 <b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極度の貧困を終わらせる</li> <li>・貧困状態にある人の割合を半減させる</li> <li>・貧困層、脆弱な状況にある人々の強靱性を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する</li> </ul>
 <b>飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする</li> <li>・生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象などへの適応能力を向上させ、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱な農業を実践する</li> <li>・小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる</li> </ul>
 <b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の死亡率を削減する</li> <li>・重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する</li> <li>・有害な化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡や疾病の件数を大幅に減少させる</li> </ul>
 <b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする</li> <li>・乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする</li> <li>・高等教育に平等にアクセスできるようにする</li> </ul>
 <b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する差別をなくす</li> <li>・女性に対する暴力をなくす</li> <li>・女性に対する有害な慣行をなくす</li> </ul>
 <b>安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する</li> <li>・下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす</li> <li>・様々な手段により水質を改善する</li> </ul>
 <b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する</li> <li>・再生可能エネルギーの割合を増やす</li> <li>・エネルギー効率の改善率を増やす</li> </ul>
 <b>働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たりの経済成長率を持続させる</li> <li>・高いレベルの経済生産性を達成する</li> <li>・開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する</li> </ul>
 <b>農業と産業革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する</li> <li>・雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす</li> <li>・資源利用効率向上、クリーン技術等の技術・産業プロセスの導入等により持続可能性を向上させる</li> </ul>
 <b>人や国の不公平をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得の少ない人の所得成長率を上げる</li> <li>・すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する</li> <li>・機会均等を確保し、成果の不平等を是正する</li> </ul>
 <b>住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する</li> <li>・参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する</li> <li>・文化遺産、自然遺産の保護・保全の努力を強化する</li> </ul>
 <b>つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生防止、削減、再生利用等により廃棄物の発生を大幅に削減する</li> <li>・天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する</li> <li>・世界全体の一人当たりの食料廃棄物を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</li> </ul>
 <b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</li> <li>・気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</li> <li>・気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</li> </ul>
 <b>海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染を防止・削減する</li> <li>・海洋・沿岸の生態系を回復させる</li> <li>・海洋酸性化の影響を最小限にする</li> </ul>
 <b>陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</li> <li>・森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</li> <li>・砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する</li> </ul>
 <b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす</li> <li>・子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす</li> <li>・持続可能な開発のための被差別的な法規及び政策を推進し、実施する</li> </ul>
 <b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は、開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する</li> <li>・開発途上国のための追加的資金源を動員する</li> <li>・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する</li> </ul>

## 望ましい環境像実現のために

伊賀市のめざす望ましい環境像実現や良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、「地球環境」「資源循環」「豊かな自然」「生活環境」「環境教育」の5つのキーワードを設定し、それぞれのキーワードに【基本目標】を設定し、2030（令和12）年度までに実施する【基本施策】の方向を掲げています。  
この【基本目標】に取り組むにあたり、市、市民、市民団体、事業者の期待すべき行動を策定しました。また【基本施策】のうち、本市で取り組む【基本目標】の一部については、具体的な数値目標（本市）として設定しました。



すべての目標達成のためには、環境教育が重要な要素となります

※基本施策と具体的な取り組みの詳細は次ページ以降に記載。

## 【 基本目標 1 】

### 関連するSDGsのゴール



#### 「 地球環境 」

市民・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制等に取り組みとともに、地球環境問題に関する情報提供や啓発を行います。

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起こし、生態系や生活環境等に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

ノーベル物理学賞を受賞された、真鍋叔郎先生は50年以上前に気候の予測モデルを作り、大気中の二酸化炭素濃度が2倍になると温度が2.3℃上がるとし、人類に警鐘を鳴らされていました。今日、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の増加により、地球の温度は上昇傾向にあります。

しかし、地球環境問題の多くは、悪臭や水質汚濁のように人間が直接見たり、感じたりするものでないために、判りづらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報や最新の動向を積極的に情報提供して市民の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

### 〈基本目標達成のために目指すべき数値目標〉

#### ○ 本市の地球温暖化ガスの削減率

パリ協定達成のため、本市域の地球温暖化ガス発生抑制に取り組んでいきます。

年度	2013 (平成 25)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	現況	目標値	
温室効果ガス 排出量合計 (1,000 t CO <sub>2</sub> )	1,478		798
達成率	-		

## < 施策の方向 >

### 基本施策（１）パリ協定の達成促進

#### 施策１ 温室効果ガスの排出抑制

- 国、県の計画に沿って、パリ協定が達成できるよう、市民・事業者・市民団体・行政が一体となり、関連施策推進に努めます。
- 市の事務事業は、「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）で策定された取り組みに努めます。
- 地球環境問題や市の施策について、市のホームページや広報を通じ情報提供し啓発を行います。

#### 施策２ 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの普及を図るよう啓発していきます。
- 公共施設での再生可能エネルギー導入推進に努めます。

#### 施策３ 公共交通機関の利用促進

- 車の使用を控え、公共交通機関の利用促進に係る啓発をします。

### 基本施策（２）気候変動への適応

#### 施策１ 防災対策に係る施設の維持推進

- 豪雨災害等に備え、河川や山林の適正維持推進に努めます。

#### 施策２ 気候変動に係る啓発

- 気候変動に係る最新情報の発信に努めます。

## 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 生活スタイルを見直し、省資源・省エネルギーに努める。
- 通勤、通学時は可能なかぎり公共交通機関や自転車を利用する。
- リサイクル製品を可能なかぎり購入する。
- 電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- 生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- 太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- リサイクル製品を可能なかぎり購入する。
- 国、県、市が行う環境施策に協力する。

## 【 基本目標 2 】

関連するSDGsのゴール

**「 資源循環 」**

省資源・省エネルギーを推し進め、ごみの排出抑制、適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

本市のごみ処理は、現在、さくらリサイクルセンター、伊賀南部環境衛生組合で処理されています。しかし、その一方で、ごみのポイ捨て、山林等への不法投棄等公共心や環境マナーにかかる問題が多く発生しています。

また、市民の最も関心の高い環境問題として廃棄物問題を取り上げており、大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

### 〈基本目標達成のために目指すべき数値目標〉

- ごみの総排出量（1人あたりを含む）  
本市では、ごみの減量化、再使用の徹底、リサイクルの推進を啓発し、ごみの排出量を削減していきます。

年度	2019（令和元）	2025（令和7）	2030（令和12）
	現況	目標値	
ごみ処理合計量(t)	27,573		
達成率	-		
1人当たりのごみ処理量(kg)	300.7		
達成率	-		

- 容プラ・ペットボトル回収量  
よりわかりやすいごみ分別表を作成する等を行い、ごみ分別の徹底を図り資源としての容プラ・ペットボトル回収量を向上させます。

年度	2019（令和元）	2025（令和7）	2030（令和12）
	現況	目標値	
容プラ・ペットボトル回収量	●●		
達成率			

## < 施策の方向 >

### 基本施策（１）ごみ減量化の推進

#### 施策１ ごみの排出抑制

- 指定ごみ袋の使用によるごみの減量化のさらなる推進を図ります。
- 「生ごみ容器購入」の際に助成金制度のさらなる利用の促進とゴミの減量化を図ります。
- ごみの減容化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報提供を行います。
- 必要以上に作りすぎることの無いよう、啓発等に努め、家庭系、事業系の食品ロスの削減に努めます。

### 基本施策（２）リサイクルの推進

#### 施策１ リサイクルの促進

- 4R（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））活動のさらなる推進を図ります。
- わかりやすいごみ収集分別表やごみ分別アプリ等を作成し、さらなるごみ分別、資源化の徹底を図ります。
- 市民や各団体が実施する資源回収活動を積極的にサポートします。

#### 施策２ リサイクル施設の整備

- リサイクルプラザ等の設備の充実を図ります。

### 基本施策（４）ごみの適正処理の推進

#### 施策１ 一般廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。
- 焼却施設、リサイクルプラザ等について、適正な維持管理を行います。
- 市外から持ち込まれる一般廃棄物については、「伊賀市環境保全負担金条例」に基づき監視や指導を行います。



## 施策2 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設の新設や既存施設の稼働については、県や関連機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。

## 施策3 不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視を努めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。

### 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 生ごみ処理容器の利用を促進する。
- ・ 再利用を行いごみの減量を行う。また、ごみを排出する際には分別を徹底する。
- ・ リサイクル製品を購入する。
- ・ ごみ分別アプリを積極的に利用する。
- ・ ごみのポイ捨て等は自制する。
- ・ 食品ロスの削減を行う。（食べる以上に作りすぎない。）

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 廃棄物のリサイクルを促進するとともに、減容、減量に努める。
- ・ 原料等について、バージン品の利用から再生品の利用を促進する。
- ・ リサイクル製品をできるだけ購入する。
- ・ 事務用品については、リサイクル品を積極的に使用する。
- ・ 過去の販売数のデータ等を活用し、事業系食品ロスを削減する。

## 【 基本目標 3 】



**「 豊かな自然 」**

郷土の恵まれた自然の保全や身近な樹木、水辺の保全・創出、景観の保全に努めます。

本市は、市街地を中心に国指定の文化財に指定されている上野城跡をはじめとした歴史的・文化的遺産が数多く存在し、周辺地域は、溪流、森林等の豊かな自然環境や農村地域の里山等の原風景が点在しています。とりわけ、青山地域や大山田地域には国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが多数生息しています。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。また、歴史的・文化的遺産は、営々とした先人の営みの中で継承されてきたものであり、人々に潤いや安らぎを与えてくれるものです。

このようなことを次世代に引き継ぐため、以下の施策を実施していきます。

### 〈基本目標達成のために目指すべき数値目標〉

○伊賀市まちづくりアンケート関連項目回答の満足度

毎年総合政策課が実施している伊賀市まちづくりアンケートで、施策12「環境保全」豊かな自然環境を守るという項目についての回答で、満足度アップを目指します。

年度	2019（令和元）	2025（令和7）	2030（令和12）
	現況	目標値	
満足度(%)	62		
達成率	-		

### ＜ 施策の方向 ＞

#### 基本施策（1）豊かな自然環境の保全

##### 施策1 水辺の保全

- 河川・水路は、水生生物の生態を考慮し管理します。
- 河川改修や道路の整備は、生態系に配慮した工法で実施します。

##### 施策2 森林の保全

- 人工林の間伐を行い、森林を適正に管理します。
- 地域住民、NPO やボランティア団体等と協働のもと、里山の保全や持続的整備

を推進します。

### 施策3 農地の保全

- 農地のオーナー制度等で遊休・荒廃農地の活用を推進します。
- 地産地消推進により地域内での循環を活性化し、里山や田園環境の維持や保全に努めます。

## 基本施策（2）生物多様性

### 施策1 希少生物の保護

- 大規模開発については、希少野生動植物を保護するため、環境アセスメントの実施について、県・国と連携して指導します。
- 希少動植物の保護・育成を行うための支援を行います。
- 希少動植物がみられる河川・湿地帯の保全に努めます。

### 施策2 外来生物への対応

- 特定外来生物については、国や県と連携し、状況把握や情報発信を行います。

## 基本施策（3）公園の整備や緑化

### 施策1 公園の整備や緑化の推進

- 公園、緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園の計画的な整備を行います。
- 市民農園の貸出し等、自然とのふれあいが図れる施設の紹介を行います。

### 施策2 緑化の推進

- 事業所等の敷地内で自然を取り入れた緑化推進のための指導・啓発を行います。

## 基本施策（4）文化環境の維持

### 施策1 景観の保全

- 地域住民による歴史的文化遺産等の維持管理活動を推進します。

### 施策2 歴史的文化環境の保全

- 歴史的文化環境を保全します。

## 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・地域環境を大切にするとともに、外来種等を絶対に放流等しない。
- ・貴重な野生動植物を捕獲・採取しない。
- ・自然を守る活動には積極的に参加する。
- ・家庭菜園、植花、緑化を積極的に行い、身近な緑の確保に努める。。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・開発を行う際には、法令や指導要綱を順守する。
- ・工場や事業所の緑化等に努める。

【 基本目標 4 】



「 生活環境 」

大気汚染や水質汚濁等の防止、指導・監視の強化（環境センターの機能充実等）を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸透により、市内の国道、県道等の幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生したりしています。

また、本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川等は、水質汚濁指標であるBODは全体として満足はしているものの、生活排水の流入する一部河川では未だに高い値を示しています。

また、様々な化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のために目指すべき数値目標〉

○ 河川水の環境基準達成率

生活排水対策の推進として、国、県等と連携し、河川水質監視に努めます。

本市の環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、及び比自岐川の栴川橋の7地点となっています。

2030（令和12）年度までに、水中の有機物の指標であるBODを全ての測定地点において達成されるように設定します。

年度	2019（令和元）	2025（令和7）	2030（令和12）
	現況	目標値	
調査地点	7	7	7
達成地点	6	6	7
達成率	85.7%	85.7%	100%

○生活環境の保全に係る相談件数

環境保全に関する啓発を行い、生活騒音や野焼き等に関する市民からの生活環境の保全に係る相談件数の削減に努めます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
相談件数	72		

< 施策の方向 >

**基本施策（1）公害発生の防止**

施策1 事業所等への指導・監視の強化を行います。

- 事業所等の大気汚染や悪臭防止のために県と連携し、生産工程の設備などによる固定発生源対策の推進に努めます。
- 自動車騒音や事業所等への悪臭や騒音・振動に係る測定・調査の実施及び指導や助言、啓発を推進します。
- 悪臭防止法に係る測定・評価方法を検討します。
- 水質監視、悪臭測定等環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。

施策2 有害化学物質の適正管理の推進

- 事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。
- 有害な化学物質についての適正使用や保管に関する情報提供を行います。

施策3 生活排水対策の推進

- 国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。
- 浄化槽、生活排水処理施設の設置及び維持管理に関する啓発を、生活排水対策重点地域を中心に行います。

**基本施策（2）生活環境の保全**

施策1 土地等（空き家等）の適正管理に関する指導

- 空き地の雑草等除去に関する条例に基づき、住宅地の空き地等が適正に管理されるように努めます。

- 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づき市外から汚染された土壌が持ち込まれることがないように努めます。

## 施策2 生活環境保全に係る相談

- 野焼きの煙等、生活環境の保全に係る相談や関連する情報発信を行います。

### 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については、次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 自動車の購入の際には、エコカーの選定に努める。
- ・ 通勤、通学時はなるべく公共交通機関や自転車を利用する。
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する。浄化槽の適正な維持管理に努める。

事業者については、次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 社有車の購入の際には、エコカーの選定やエコドライブに努める。
- ・ 自然環境に関する調査や情報提供に努める。
- ・ 有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。

## 【 基本目標 5 】

### 関連するSDGsのゴール



#### 「 環境教育 」

人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐にわたっています。このような問題に対処するためには、市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政等多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくために、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動等において、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場での環境学習、環境教育を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

### 〈基本目標達成のために目指すべき数値目標〉

#### ○環境講座・環境活動等参加後の参加者の意識変化

環境学習会や環境活動等、環境に関するイベントの機会を増やし、それに伴う参加者の環境に関する考えかたの変化や情報認知度の上昇を目指します。

年度	2019(令和元)	2025(令和7)	2030(令和12)
	現況	目標値	
環境学習会・環境活動等の開催回数			
知識・考え方の変化			
達成率			



## < 施策の方向 >

### 基本施策（１）環境教育・環境学習の充実

#### 施策１ 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

- 学校教育活動のなかで環境学習を推進します。
- 小中学校で、環境学習プログラムを取り入れます。
- 本市の特色を生かした環境教育を実施します。

#### 施策２ 大人向けの環境教育の推進

- 公民館講座や学習会等で環境学習講座を開設します。

#### 施策３ 体験型環境教育の推進

- 自然観察会や野外実習等を通じた体験型の環境教育を行います。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動を通じた体験型の環境学習を行います。

#### 施策４ 人材の育成と活用

- 市職員が率先して環境知識や意識向上を図るため伊賀市 EMS の取り組みを通して自覚研修等推進します。
- 環境学習や研修等では、環境活動に携わっている人や有識者に積極的な講師の依頼を行っていきます。

### 基本施策（２）環境保全活動への参加の啓発

#### 施策１ 環境保全活動の体制づくりの推進

- 市民・市民団体・事業者等による自主的な活動を促進するため、助言や支援を行います。
- 市民・市民団体・事業者・行政等が協力して環境保全活動に取り組みやすい体制づくりを推進します。
- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、市民・市民団体や事業者へ情報発信します。

## 施策2 環境保全活動に対する意識啓発

- 地域住民や市民団体等の環境保全活動に関する情報を提供し、環境保全活動への参加を啓発します。

### 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・環境教育・環境学習に積極的に参加します。
- ・資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加します。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集をし、導入の検討を図る。
- ・環境研修等を通じて要員の育成を図る。

## コラム 高校生への環境学習

当市では、人口減少対策、若者定住に向けた地方創生推進事業の一環として、市内県立高等学校との連携事業に取り組んでいます。

2021年10月20日（水）に上野高等学校1学年の研究活動の一環として、市役所へのフィールドワーク（各所属への聞き取り）が行われました。伊賀市の環境問題に関連して『伊賀市での環境の現状と危険なこと』研究グループの4名と『今と昔の伊賀市の生き物のちがいについて』研究グループの4名より質問がなされ、伊賀市役所人権生活環境部環境政策課の職員が回答しました。

また同年12月8日にこれまでの取り組み・学びを発表する「ポスターセッション」が行われました。

### 『伊賀市での環境の現状と危険なこと』研究グループの感想

外来種として紹介していただいたオオキンケイギクは、外で見かけることもあって外来種と聞いてびっくりしました。そして、在来種を守るためにオオキンケイギクなどの外来種を駆除する一方、人間の生活の手助けをしているニセアカシアなどもいて、いろいろな意見があるということが心に残りました。

伊賀市の環境をよりよくするために、地域の活動などを、環境政策課の方々や地域の方々で考えて下さっていることがよくわかりました。いただいた資料にも、興味深い活動が紹介されていて、なるほどなと思いました。また、話を聞くだけでは、分からないことや、実際に体験してみないと実感できないことが多く、市民の皆さんにぜひ、環境活動に参加していただきたいと思いました。

### 『今と昔の伊賀市の生き物のちがいについて』研究グループの感想

印象に残っていることはいくつかあります。その一つは「ジンダイドジョウ」という伊賀市固有の生き物についてです。自然豊かな伊賀市ですが、希少生物がいることはまったく知りませんでした。そんな伊賀市固有の生物が絶滅してしまっているということを知り、とても残念だと思いました。

また伊賀市の環境についても、昔から今にかけての人間の活動が原因で良くも悪くも環境が変化したことを知りました。そしてみなさまが環境保全のための活動をしていることを知り、聞かせていただいた内容を周りの人たちに伝えていこうと思いました。



聞き取り調査の様子

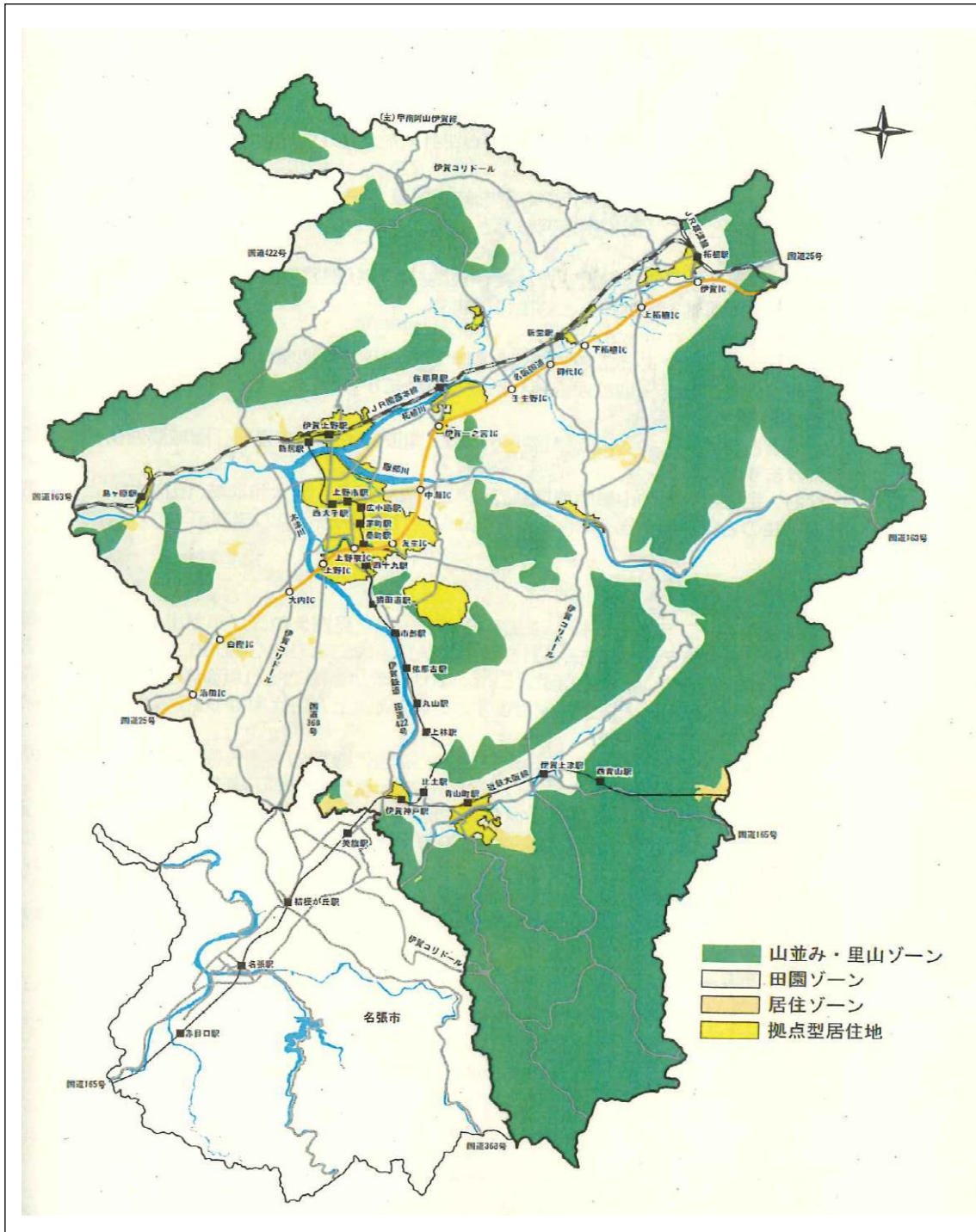


ポスターセッションの様子

## (2) 地域別

### 地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。



## 居住ゾーン

現在、市街地や開発が行われているゾーンを、これからも商業や産業の中心的地域として、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。  
市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」を順守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥看板などは良好な都市景観に配慮します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

## 田園ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアと里山エリアを農住地域と位置づけます。  
農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

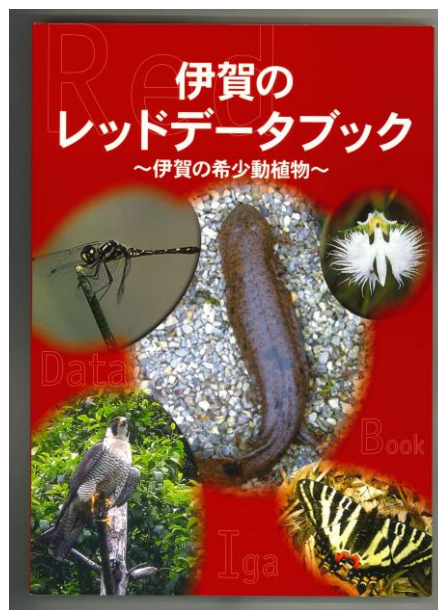
- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧地球温暖化へ適応した農作物を栽培します。

## 山並み・里山ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけます。

森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④市民、市民団体、事業者等と協力し、森林の持続的整備に努めます。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民が自然と触れ合える場所を提供します。



希少な野生動物に関する資料  
(伊賀のレッドデータブック)